

## (介護予防)認知症対応型共同生活介護「グループホームさくら」の運営規程

### 第 1 条(事業の目的)

社会福祉法人 徳榮会が開設する(介護予防)認知症対応型共同生活介護「グループホームさくら坂」(以下「事業所」という。)が行う指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の(介護予防)認知症対応型共同生活介護従業者が、要支援・要介護であって認知症の状態にある者に対し適正な指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

### 第 2 条(運営の方針)

指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護は、利用者の要支援・要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、日常に必要な援助を妥当適当に行う。

### 第 3 条(事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1)名 称 グループホームさくら
- (2)所在地 宮崎県日南市大字楠原 1797 番地 1

### 第 4 条(職員の職種、員数及び職務内容)

- (1)管理者 1 名

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施の関し、事業所の従業者に対して遵守すべき事項について指揮・命令を行う。

- (2)計画作成担当者 1 名

利用者に応じた(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成し適切に実施されているか評価を行う。

- (3)介護従業者

介護職員 介護福祉士等 4 名以上(常勤職員・非常勤職員)

介護従業者は、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護における日常生活全般の介護サービス提供に当たる。

- (4)看護従事者

看護職員 看護師 1 名以上(常勤職員・非常勤職員)

看護職員は、日常的な健康管理(健康上の医療の早期発見、悪化防止)及び医師との連絡調整、入退院の調整・相談及び必要な医療処置等を行う。

## 第 5 条(利用定員)

当該事業所における利用定員は、9 名(1 ユニット)とする。

## 第 6 条(指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の内容)

指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護は、要介護者であって、認知症の状態にある者を対象に共同生活をおくる住居を準備し、利用者 3 人に 1 人以上の介護職員は配置(夜間は当直)し、共同生活介護の介護サービスを提供する。

## 第 7 条(営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1)営業日 年中無休とする。

(2)営業時間 24 時間とする。

## 第 8 条(利用料その他の費用の額)

指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の利用料の額は厚生大臣が定める基準によるものとし、法廷代理受領サービスであるときは、その 1 割、2 割または 3 割の額とする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、介護報酬の告示の額とする。

### (その他の費用)

(1)居住費 一日 1,000 円

(2)水道光熱費 一日 400 円

(3)食材費 一日 朝食 370 円 昼食 550 円 夕食 480 円

(4)おむつ代 実費相当分

(5)理美容代 実費相当分

(1)～(6)を徴収する場合には、利用者またはその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払に同意する旨の文章に署名(記名押印)を受けることとする。

その他、日常生活で係る費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に説明し同意を得たものに限り徴収する。

### (非常災害対策)

第 9 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対する計画に基づき、また消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策行う。

(1)始業・終了時には、火災危険防止の為、自主的に点検を行う。

(2)非常用災害の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。

(3)非常災害用設備は常に有効に保持するよう努める。

(4)火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限とどめるため、消防団を編成し任務の遂行にあたる

ものとする。

(5)防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。

①防火教育及び基礎訓練(消火・通報・避難)……年2回以上

②利用者含めた総合訓練……………年2回以上

③非常災害を設備の使用方法の徹底…………年2回以上

(虐待防止に向けた体制等)

第10条 虐待防止のための措置を以下の通り実施する。

(身体的虐待・介護等の放棄、放任・心理的虐待・性的虐待・経済的虐待)

高齢者虐待防止委員会を設置し下記の通り実施する。

(1)管理者を含む幅広い職種で構成する。

(2)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催する。その結果について、職員の周知を図る。

(3)虐待防止のための指針を整備する。

(4)従業者に対し、虐待の防止のための研修を実施する。

(5)虐待または、虐待が疑われる事案が生じた場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事案関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

(身体拘束適正化)

第11条 身体拘束等を行う際の手続き

身体拘束適正化検討委員会を設置し下記の通り実施する。

(1) 身体拘束等についての様式を整備する。

(2) 介護従業者その他の従業者は、身体拘束等の発生ごとにその他の状況、背景等を記録するとともに(1)の様式に従い、身体的拘束等について報告する。

(3) 身体拘束適正化検討委員会において、(2)により報告された事例を集計し、分析をする。

(4) 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討する。

(5) 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底する。

(6) 適正化策を講じた後に、その効果について評価する。

第12条(その他運営についての留意事項)

## 1. 従業員の研修

介護職員等の資質向上のための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、そのための業務体制を整備する。

(1)採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2)継続研修 年2回以上

## 2. 虐待防止のための措置を以下の通り実施する。

(身体的虐待・介護等の放棄、放任・心理的虐待・性的虐待・経済的虐待)

高齢者虐待防止委員会を設置し以下の通り実施する。

- (1) 管理者を含む幅広い職種で構成する。
- (2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催する。その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (3) 防止のための指針を整備する。
- (4) 虐待従業者に対し、虐待の防止のための研修を実施する。
- (5) 虐待または、虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会開催し、事実関係確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

### 3. 身体的虐待等を行う際の手続き

身体的拘束適正化検討委員会を設置し以下の通りに実施する。

- (1) 身体的拘束等についての様式を整備する。

## 第 13 条(秘密保持)

本事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するものとする。

本事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容に盛り込み、守秘義務を遵守させるものとする。

## 第 14 条(苦情処理)

本事業所は、提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受けるための窓口の設備、担当者の配備、事実関係の調査の実施、改善処置、利用者及びその家族に対する説明、記録の設備等必要な措置を講じるものとする。

(1)本事業所は、提供した指定サービスに關し、市町村が行う文書、その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問、若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は、助言に従って必要な改善を行うものとする。

(2)本事業所は、市町村からの求めが合った場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。

(3)本事業所は、提供した指定サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康険険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合から指導又は、助言を受けた場合には、当該指導又は、助言に従って必要な改善を行うものとする。

(4)本事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

## 第 15 条(緊急時等における対応)

(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他

緊急事態が生じたときは、速やかに主治医や協力医療機関等に連絡する等の必要な措置を講じる。

- (1)利用者に対する指定サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じる。
- (2)本事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録する。
- (3)事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止の対策を講じる。
- (4)本事業所は、利用者に対する指定サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- (5)利用者に対する指定サービス提供により、事業者は事故の責めに帰すべからざる事由によって生じた損害については、損害賠償責任を負わないものとする。
- (6)本事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

#### 第 16 条(個人情報の保護)

本事業所は、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

#### 第 17 条(身体拘束等の禁止)

事業者は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。ただし、当該利用者または、他の利用者等の生命または、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。

- 2 前項の規定による身体拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体拘束等の態様及び目的、身体拘束等を行う時間、機関等の説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができる。
- 3 前項 2 項の規定による身体拘束等を行う場合には、管理者及び計画作成担当者、介護従業者により検討会議を行う。また、経過観察記録を整備する。

#### 第 18 条(運営推進会議)

本事業所が地域に密着し、地域に開かれたものにするために、運営推進会議を設置する。

- (1)事業所は、運営推進会議の設置、運営等に関する事項について、運営推進会議規則を定める。

#### 第 19 条(記録の整備)

本事業所は、従業者、整備、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- (1)本事業所は、利用者に対する指定サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間は保存するものとする。

## 第 20 条(入居にあたっての留意事項)

本事業所の対象は、要支援・要介護状態であって、認知症の状態にあるもので少人数による共同生活を営むことに支障がない者とする。

ただし、次のいずれかに該当する者はその対象から除かれる。

- (1)認知症に伴う著しい精神状態を伴う場合
- (2)認知症に伴う著しい異常行動がある場合
- (3)認知症の原因となる疾患が急性の状態にある場合

2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。

3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して必要なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、適切な介護保険施設、医療機関等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

4 利用者の退居に際しては、利用者及び利用者の家族の意向を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、必要な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者等への情報提供及び保健医療サービスまたは、福祉サービス提供者との密接な連携に努める。

## 附則

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。